

# 報 告 書

平成16年11月19日

公益法人制度改革に関する有識者会議

## [ 目 次 ]

はじめに	1
1. 改革の意義	3
(1) 基本認識	3
(2) 基本方針	4
2. 一般的な非営利法人制度	5
(1) 基本的方針	5
(2) 総則的事項	5
① 法人類型等	5
② 濫用防止	5
(3) 社団形態の非営利法人制度	5
① 趣旨	5
② 営利法人との区別	6
③ 社団形態の非営利法人の規律の概要	6
ア 設立	6
イ 社員	6
ウ ガバナンス	7
エ 計算等	8
オ 拠出金	8
カ 定款の変更	8
キ 解散	8
ク 合併	9
ケ 清算	9
(4) 財団形態の非営利法人制度	9
① 趣旨	9
② 財団形態の非営利法人の規律の概要	9
ア 設立	9
イ ガバナンス	10
ウ 計算等	11
エ 寄附行為（根本規則）の変更	11

オ 解散	1 1
カ 合併	1 1
キ 清算	1 1
(5) その他	1 1
① 大規模な法人に関する特例	1 1
② 中間法人制度との関係	1 2
3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方	1 3
(1) 判断主体のあり方	1 3
(2) 判断要件のあり方	1 4
① 目的	1 4
ア 不特定について	1 5
イ 多数について	1 6
② 事業	1 6
ア 具体的事業	1 6
イ 公益的事業の要件	1 6
ウ 収益的事業の要件	1 7
③ 規律	1 9
ア 理事構成及び評議員構成の制限	1 9
イ 役員報酬等	1 9
ウ 残余財産の帰属	2 0
エ 内部留保のあり方	2 0
オ 管理費等の水準	2 1
カ 財産的基盤の確保	2 1
キ 株式保有等制限	2 2
ク 公益性を有する財団形態の法人の財産	2 2
④ その他	2 3
ア 活動実績の取扱い等	2 3
イ 公益性を失った法人の財産の取扱い	2 4
ウ 定款で拠出金の拠出を求める法人の取扱い	2 5
(3) 適正運営確保のあり方	2 5
① ガバナンスのあり方	2 5

ア	意思決定機関、執行機関及び監事のあり方	25
イ	役員の実任及び寄附者・国民一般による代表訴訟類似の制度等	26
ウ	外部監査	26
②	情報開示のあり方	26
ア	情報開示の相手方と方法	27
イ	情報開示の事項	27
ウ	判断主体による情報開示	27
③	事後チェック（監督）のあり方	28
ア	事後チェック（監督）の措置内容	28
イ	国民一般による判断主体への通報の仕組み	28
ウ	一定期間ごとに公益性の有無を確認する仕組み	28
(4)	その他	29
①	公益性の判断に伴う主な効果	29
②	特定非営利活動法人制度との関係	30
4.	現行公益法人の新制度への移行のあり方	31
(1)	現行公益法人の移行に関する基本的な考え方	31
(2)	現行公益法人から新たな非営利法人等への移行措置	31
①	基本的な仕組み	31
②	移行に当たっての財産等の承継の取扱い	32
③	新たな非営利法人以外の法人への移行等	32
(3)	移行期間及び移行措置の実施体制	33
①	移行期間	33
②	移行措置の実施体制	33
おわりに		34

(別添) 公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー

## はじめに

日本の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定とともに始まり、爾来、抜本的な見直しが行われないうまま一世紀が経過した。21 世紀を迎えた日本社会では、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたり、政府や市場だけでは様々な課題に十分に対応することが難しくなっている。このため、個人や企業の自由で自発的な活動に支えられた民間非営利部門が今後の社会において従来以上の役割を果たすことが期待されている。また、戦後のいわゆる福祉国家化等を背景に、政府の役割が拡大してきたが、少子高齢化が急速に進む中、厳しい財政状況に直面しており、官民の役割分担を見直し、活力にあふれた民間部門と簡素で効率的な政府の実現が求められている。民間非営利部門は、公益的な財・サービスの提供の役割を積極的に政府部門と分担することを通じてその実現に寄与し得る点からも、重要性を増すものと考えられる。

このように日本の社会経済情勢が民法制定時とは大きく変化し、戦後の高度成長を支えた諸制度が大きな転換期を迎える中で、新たな社会のあり方が問われており、公益法人制度も 21 世紀に相応しい仕組みに再構築する必要がある。このため、政府部門や民間営利部門に比べ未だ基盤が脆弱な民間非営利部門による自発的で多様な法人活動を容易にするとともに、民間非営利部門による公益的な法人活動の発展を促進するための新たな仕組みが求められている。同時に、現行公益法人に係る不祥事等の防止の観点からも、法人格の取得と公益性の判断や優遇措置が分離された、信頼性の高い仕組みを構築することが重要である。

このような視点から、当会議は、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）を踏まえ、改革についての具体的な提案を行うため、行政改革担当大臣の下、昨年 11 月 28 日の初会合以来、本年 11 月まで計 26 回にわたり開催し、議論を重ねてきた。また、当会議の下に、一般的な非営利法人制度のあり方について専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを設け、14 回の会合を開催した。その間、本年 3 月に「議論の中間整理」を公表し、その後、一般から寄せられた意見や法人関係者からのヒアリングも参考にしつつ、残された課題について、具体的な検討を進めてきた。本報告は、こうした検討を踏まえ、政府における基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行の公益法人制度に代わる新た

な仕組みのあり方について提案を行うものである。